

長野市建設工事に係る条件付一般競争入札の実施に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、条件付一般競争入札により入札を行う建設工事の規模、当該入札の事務、資格確認手続その他必要な事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2 条件付一般競争入札により市が発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める設計金額以上の建設工事とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指名競争入札等の方法によることができる。

- (1) 土木一式工事 3億円
- (2) 建築一式工事 5億円
- (3) 電気設備工事 1億円
- (4) 機械設備工事 1億円
- (5) その他の工事 その都度定める額

(参加資格)

第3 条件付一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 市の競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定。以下「指名停止措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けている者（入札日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 当該条件付一般競争入札に係る対象工事の設計業務の受託者でないこと又は当該受託者との関係において次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
 - イ 入札者である会社の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する

役員を兼ねていること。

- (7) 共同企業体方式で入札に参加する場合にあっては、長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成6年9月1日公告第174号）に基づく特定建設工事共同企業体であること。
 - (8) 当該条件付一般競争入札に係る対象工事と同種・類似の建設工事についての施工実績を有し、かつ、適正な施工が確保されると認められること。
 - (9) 当該条件付一般競争入札に係る特定建設業の許可を有し、かつ、有資格者名簿に当該許可について登載があること。ただし、予算執行者が特に必要があると認めるときは、参加資格の要件としないことがある。
 - (10) 対象工事に一定の資格を有する技術者を配置することが可能であると認められること。
 - (11) 有資格者名簿に登載されている業種ごとの等級格付又は建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果の総合数値が、対象工事の内容を考慮して予算執行者が定める等級以上又は数値の範囲内にあること。
 - (12) 対象工事の性質又は目的を考慮して予算執行者が対象工事ごとに定める主たる営業所の所在地の要件を満たしていること。
 - (13) その他予算執行者が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 予算執行者は、参加資格の具体的要件を定めようとするときは、長野市請負工事審査委員会の審査に付し、決定するものとする。

（入札の無効）

第4 規則第18条の規定によるもののほか、同一の条件付一般競争入札に入札した2以上の者（共同企業体方式により条件付一般競争入札をする場合にあっては、一の共同企業体の代表者と他の共同企業体を構成する者（その代表者を含む。）以下同じ。）がいずれも会社である場合であって、次に掲げるいずれかの関係にあると認められるときは当該2以上の者がした入札は、いずれも無効とする。

- (1) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。次号において同じ。）である関係
- (2) 親会社を同じくする子会社同士である関係
- (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係。ただし、当該関係にある会社のいずれかが更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であるときは、この限りでない。
- (4) 一方の会社の役員が、現に他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任される管財人をいう。）を兼ねている関係
- (5) 前各号に規定する関係に類するものであって、適正な入札が阻害されると認められる関係

(申請書等の提出)

第5 予算執行者は、参加資格を確認するために、条件付一般競争入札に参加することを希望する者から、所定の期限までに申請書及び必要な資料を提出させるものとする。この場合において、参加希望者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、申請書及び資料のほか共同企業体取扱要綱第4第1項及び第2項の規定による建設共同企業体参加資格審査申請書及び共同企業体協定書を添付させるものとする。

2 提出期限までに申請書及び資料を提出しない者は、入札に参加することができないものとする。

3 申請書及び資料の受付期間、受付場所、必要な資料等は、予算執行者が別に定めるものとする。

(参加資格の確認)

第6 予算執行者は、前第5の規定により申請書等の提出があつたときは、対象工事に係る参加資格の有無について確認するものとする。

2 予算執行者は、所定の期限までに対象工事に係る参加資格の有無を、書面により申請者に通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付するものとする。

(設計図書等)

第7 設計図書等の貸出し及び対象工事に関する質問の受付は、発注課において行うものとする。

(工事費内訳書の提出)

第8 予算執行者は、入札の執行に先立ち、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることがある。

(文書の様式)

第9 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月18日告示第598号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年4月10日告示第228号)

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。